

柏崎市飲食店感染防止対策協力金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、マイナス影響を受けている飲食事業者に対し、飲食店感染防止対策協力金（以下「協力金」という。）を支給することで、感染防止対策を促進することを目的とする。

(手続)

第2条 協力金の支給については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支給対象者)

第3条 協力金の支給対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を持つ飲食店等であること。
- (2) 市の新型コロナウイルス感染防止対策の認証（以下「市の認証」という。）を受けていること。
- (3) 柏崎市飲食店経営継続支援金の支給がないこと。

(協力金の額)

第4条 協力金の額は、5万円とする。

2 この要綱による協力金の支給は、一つの支給対象者につき1回限りとする。

(協力金の支給申請及び実績報告)

第5条 協力金の支給を受けようとする者は、令和3年7月31日までに柏崎市飲食店感染防止対策協力金支給申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に必要書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(協力金の支給決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、支給又は不支給の決定を行い、支給する場合にあっては柏崎市飲食店感染防止対策協力金支給決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、支給しない場合にあっては柏崎市飲食店感染防止対策協力金不支給決定通知書（別記第3号様式）に

より通知するものとする。

- 2 前条の規定による申請を行った者に市税等の滞納がある場合、申請者が今後市税等を納付する意思を表し、市長が特に認めた場合に限り、規則第4条第3項ただし書を適用し、協力金を支給することができるものとする。

(支給の時期)

第7条 この協力金の支給は、前条の規定による支給の決定をした日から起算して7日以内の日とする。

(協力金の返還)

第8条 この協力金の支給を受けた者のうち、支給後1年以内に事業を廃止したもの又は市の認証が取り消されたものは、支給を受けた協力金全額を市に返還するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和3年7月31日限り、その効力を失う。ただし、協力金の支払については、令和3年8月31日までの間は、なおその効力を有する。